

(あて先) 浜松市長

住所 (又は所在地)

誓約者 (解体工事業者)

氏名 (又は名称)

担当者氏名

電話番号

暴力団排除等に関する解体工事業者の誓約書

私は、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 別表第 1 の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 21 条第 1 項に規定する解体工事業者の登録を受けた者 (以下「解体工事業者」という。) であり、下記事項について誓約します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団 (浜松市暴力団排除条例 (平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等 (条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。) となっている法人その他の団体

(裏面あり)

2 解体工事業者は、次の規定を遵守します。

- (1) 解体工事業者は、以下に該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としません。
 - イ 役員等（解体工事業者が個人である場合にはその者を、解体工事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (2) 解体工事業者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結しません
- (3) 解体工事業者が、2 の(1)に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、補助対象者（浜松市空家等除却促進事業費補助金交付要綱第 2 条第 5 号に規定する補助対象者をいう。以下同じ。）は解体工事業者に対して当該契約の解除（解体工事業者が当該契約の当事者でない場合において、解体工事業者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下（3）において同じ。）を求めることができる。
- (4) (3)の規定により補助対象者が解体工事業者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる解体工事業者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、解体工事業者が一切の責任を負うものとする。
- (5) 解体工事業者は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、補助対象者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。
- (6) 解体工事業者は、この契約に関する下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、解体工事業者を通じて補助対象者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。